

もくじ

(2～3面)

(特集)

特定の協業組合に対する融資
問題等調査特別委員会報告書

(4面)

5月臨時会

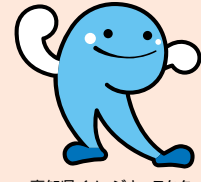
本議会の質問から
審議の結果

新議員の紹介

インフォメーション

こうち 県議会 だより

臨時増刊号



高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

今回の「こうち県議会だより臨時増刊号」は、5月臨時会に合わせて発行します。

編集・発行

高知県議会

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

TEL 088-823-9536

FAX 088-872-8411

E-mail k50101@ken.pref.kochi.jp

http://www.pref.kochi.jp/gikai/



「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会」の委員長報告

5月臨時会トピックス

(会期 5月30日～6月4日【6日間】)

一連の融資問題に関して陳謝 ～閉会日～

提案説明の冒頭、橋本知事は、一連の融資問題に関して、県の元幹部職員や現職の職員が背任の疑いで逮捕されたことを陳謝し、二度と同じことを起こさないための手だてを考えるとともに、県民に対する説明会での声を受け問題点を明らかにし、県政改革の具体策を示したいと述べました。また、調査特別委員会の報告の内容や、県民の思い、県議会の考え方を聞いた上で、身の処し方を明らかにしていきたいと述べました。

続いて、臨時会に提出する四議案について説明しました。

新議員の紹介

土佐清水市選挙区に欠員が生じたため行われた、補欠選挙で当選した、森祥一議員が紹介されました。

特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会調査報告を承認

五月三十日の本会議において「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会」の依光委員長から調査報告がなされ、六月一日に採決の結果、全会一致で承認されました。

知事の政治責任等について論議 ～本会議質問～

六月一日に緊急質問が行われ、四議員が登壇。一連の融資問題に関しての知事の姿勢・対応・責任等について論議がなされました。

八議案を可決 ～閉会日～

本会議での採決の結果、知事提出議案四議案と議員提出議案四議案の計八議案が可決されました。

付けを優先し、診断指導や審査の原理原則を無視して、融資を実行した。

また、県単独融資では、過大な融資で進めた高度化事業^(注)が、スタート直前に破たん状態となる政策的失敗を隠すため、融資の大前提である審査会も開かず、県民や議会にも一切説明もせず、融資を実行した。

これらは、同和対策が団体対策や団体の幹部対策に陥り、県が同和対策の基本をゆがめ、極めて異常な判断をした結果である。

さらに、別件やみ融資問題では、特定の企業の不良債務の穴埋めをするために、金融機関につなぎ融資を依頼し、実行させ、議会への説明や県民への公開もせず、この企業に対し巨額の融資を実行しようとした。

この企業は、過去に県が行った事業で、地元との「調整役」を果たしたといわれる特定の個人が役員をしている企業であり、行政と特定の個人の密接な関係が癒着につながり、このような異常な結果を招いたものと思われる。

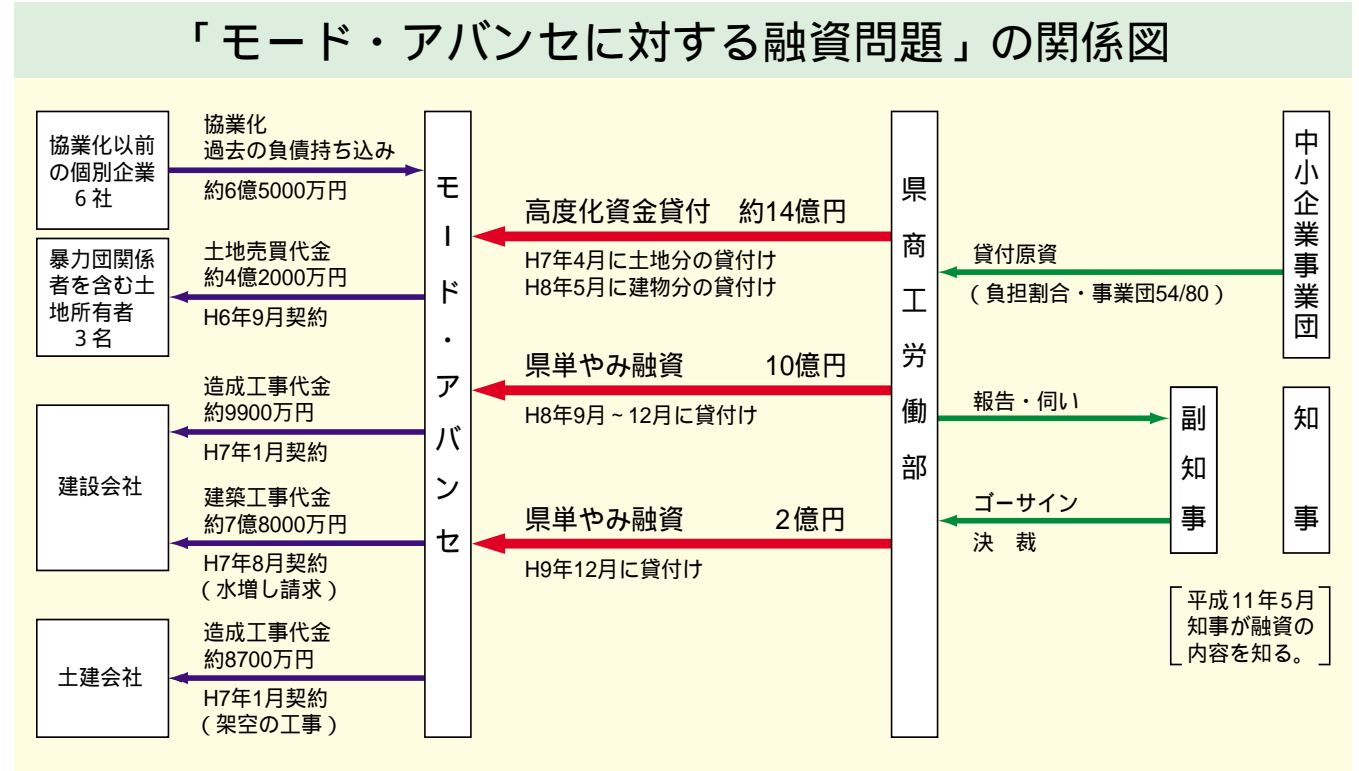
これらの事件は、副知事以下の職員が規則に違反し、その権限を著しく逸脱した対応をし、知事に何の相談や報告もせず行ったものであり、また、知事においても、県の組織管理や部下職員の管理監督を怠ったことによって起きたものと思われる。

2 県の責任

これらの事件が県民に与えた不信感は大きく、県政に対する県民の信頼を根底から損なうという、まさに最悪の事態を迎えることになった。

このような行政不信を招いた県の責

任は、極めて重大であり、県としての責任の所在を明確にするとともに、この事件に係った幹部職員については、厳正、かつ県民の納得する処分を行う必要がある。



任は、極めて重大であり、県としての責任の所在を明確にするとともに、この事件に係った幹部職員については、厳正、かつ県民の納得する処分を行う必要がある。

(1) 県の組織全体としての責任

ア 高度化資金融資

これについては、相互けん制機能を有する組織を置かず、高度化事業の推進を優先した商工労働部の組織全体、及びその上部機関である副知事に多くの問題点があった。

さらに、知事においても、県の組織管理や部下職員の管理監督を怠っており、組織の長としての責任は重大であ

る。

イ 県単独融資

これについては、商工労働部長及び副知事らが中心となって、融資を実行しようとしたものであり、「既に倒産状態」にあったモード・アバンセについて、綿密な経営診断を行わず、「高度な判断を要する案件」として、知事に何の相談や報告もせず、その裁量権を著しく逸脱した対応を行ってきたものである。

ウ 別件やみ融資

これは、企画部長、商工労働部長及び副知事らが中心となって、融資を実行しようとしたものであり、一企業の

負債の穴埋めをするため、その権限はないにもかかわらず、念書によって、行政の私物化が行われたものであり、知事に何の相談や報告もせず、その裁量権を著しく逸脱した対応を行ったものである。

(2) 知事の責任

行政の古い体質が県の組織や職員の意識の中にあり、知事をはじめとする幹部職員は、これらのことを認識しておりながら、改善が行われないままであった。

また、副知事が知事に何の相談や報告もせず、部下職員に指示をして、部下職員とともにその裁量権を著し

く逸脱した対応等を行った結果、これらの事件を引き起こしている。

これは、知事が県の組織管理を怠り、また、これらの問題の処理を副知事に任せきりで、その報告を自ら求めることもせず、部下職員の管理監督を怠った結果であり、組織の最高責任者としての責任は、極めて重大である。

3 回収不能金に対する責任のとり方

回収不能金について、結果的に歳入欠陥が生じ、税金で穴埋めしなければならない状態になった場合には、県民の理解と納得が得られるよう、適切な対応を要望する。

4 議会の役割と責任

事件の背景となった県の同和対策にゆがみが生じていたことについては、議会の決算特別委員会などで指摘していたにもかかわらず、その措置結果等について十分にチェックが行われていなかった。

従って、議会においても、日頃から行政執行に対して、チェック機能を十分に果たしてきたのが反省すべき点がある。

県行政には、県民のチェックが十分行き届くものではないので、選ばれた代表者である議員・議会において、与えられた権限を十分に活用し、その職責を果たす必要がある。

5 再発防止対策

再発防止対策については、県において検討・策定すべきであるが、1年2

か月をわたって、これらの事件の解明を進めてきた当委員会としては、県に対し次のとおり再発防止策を提案するものであり、早急にその具体化を図るよう要望する。

(1) 県職員の意識改革の推進と公務員倫理の確立

- ア 県民全体の奉仕者としての意識の確立
- イ 法遵守の精神の徹底
- ウ 県民の納得が得られる公正な職務執行
- エ 県民への説明責任に対する意識改革の徹底

(2) 融資制度の抜本的な見直し

行政の透明性を高め、説明責任を果たすという時代の要請に沿った対応をするため、融資制度の抜本的な見直しが必要である。

(3) 組織体制の改編等

この事件においては、高度化事業の推進、診断指導及び審査の融資業務を構成するそれぞれの組織が、全て商工労働部内にあって、相互けん制機能を有しないまま、高度化事業推進を優先する傾向にあった。

これを改めるため、相互けん制機能を有する組織を置くなどの機構改革が必要であり、これらの相互けん制機能を十分生かし、最終的に決裁権者が判断できるような組織体制の改編が必要である。

(4) 庁内での情報の共有化及び説明責任の徹底

情報の開示を前提に、県民が施策を評価し、積極的に参加することが求められているので、何を根拠にどう判断したかということなど、行政組織の内部で明確にしておくことが必要である。

(5) 知事の管理監督の徹底と人事の刷新

知事は、就任以来、県行政の内部管理を副知事以下に半ば委ね、一般に指摘されている権力の二重構造が生じ、部下職員の管理監督を怠ってきたと言わざるを得ない。副知事をトップとして行われている業務等について管理監督が十分行われているか、また、重要なものが知事に報告されているかなどをチェックする必要がある。

また、県民の視点に立って、上司に対し責任を持って報告や意見具申のできるような人材の登用や配置を行う必要がある。

(6) 同和対策事業の見直しの推進

これまでの高知県同和対策本部は、副知事が本部長であり、最終的な意思決定は、全て副知事によって行われていた。このことが副知事と特定の運動団体の幹部との癒着を生み出す原因となり、当委員会において、特定の運動団体の幹部の影響力は「知事と同じくらいある」との証言がされるような状態を生み出してきた。

また、同和対策事業に関しては、その目的達成のために、相当無理のある事業でも容認し、推進してきたという背景がある。こうしたことが「同和対策事業なら何でもできる」という特異な体質を生じさせた一要因として反省が必要である。

この事件の背景にあった、真の意味の同和対策から外れて団体対策や団体の幹部対策になっていた同和対策事業については、県が行政の主体性を失うことなく、同和問題の早期解決に向けた県民の理解を得られる正しいものにしていくことが必要である。

地对財特法の期限切れを平成13年度末に控え、県では同和対策本部の廃止など、同和対策事業の見直しを進めているが、引き続き同和行政の見直しを推進すべきである。

(7) 県民や議会に対する情報公開による行政運営の透明性の確保

県単独融資や別件やみ融資の問題、さらに当委員会の調査に対する当初の県の対応に見られるように、県にとって公表されると都合の悪い情報や資料等は、できるだけ隠したがるといふ体質が依然として存在する。

こうした体質を根本的に改め、自ら積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たし、行政運営の透明性を高めるよう、最善の努力をすべきである。

第5章 おわりに(省略)

特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会委員			
	氏名	所属党派	備考
委員長	依光 隆夫	自由民主党	
副委員長	川添 義明	県民クラブ	
委員	中西 哲	自由民主党	
	川田 雅敏	自由民主党	
	浜田 英宏	自由民主党	
	樋口 秀洋	自由民主党	
	植田 一	自由民主党	～ H13.4.2
	植田 壮一郎	自由民主党	
	土森 正典	自由民主党	H12.7.10～
	結城 健輔	自由民主党	～ H12.7.10
	黒岩 正好	清流会・公明	
	朝比奈利広	清流会・公明	
	二神 正三	フレッシュ21	
	田村 輝雄	県民クラブ	
公文 豪	日本共産党		
梶原 守光	日本共産党		

() 高度化事業 中小企業の近代化を進めるために、多数の企業が共同化、協業化を中心として近代化を進める方法。
高度化事業を進める中小企業者に対して、都道府県は必要な資金の貸付けを行っている。中小企業総合事業団は都道府県に対しその資金の一部の貸付けを行っている。(中小企業高度化資金貸付制度)

特定の協業組合に対する融資問題等 調査特別委員会報告書(概要)

平成13年5月30日に県議会に報告された高知県議会特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会報告書の概要をお知らせします。

「特定の協業組合に対する融資問題」とは、県が協業組合モード・アバンセに中小企業高度化資金を融資したが、操業開始直前に運転資金に行き詰まり、県が議会や県民に何の説明もしないままに、県単独融資制度を創設して融資を実行し、総額26億円を超える巨額融資の焦げ付きが懸念されている事件である。

当委員会は、この事件の真相を究明するために、昨年3月25日に設置され、併せて地方自治法第100条第1項に基づく権限を委任された。

昨年の4月6日から34回にわたり委員会を開催し、モード・アバンセ及び県等から記録の提出を求めるとともに、



5月臨時会で報告を行う依光委員長(5/30)

県は、経営診断や貸付審査会での審査を経て、平成7年4月に地域改善対策高度化事業として4億9100万円を融資した。モード・アバンセはこれを土地の購入、用地造成工事等に充てたが、この土地の所有者には暴力団関係者が含まれており、当委員会が設置される大きな要素となった。また、用地造成工事には架空の工事が含まれていると当委員会では判断した。

平成8年5月には、建築物等に係る9億5250万円を融資したが、工事請負費のうち約2億円余が代表理事へバックされていたことも判明した。

(2) モード・アバンセに対する高度化資金の融資に係る問題点等

同和問題の解決が県政の重要課題と位置づけられる一方、同和対策が団体対策、役員対策となり、一部の関係者が大きな発言力、影響力を持つようになった。一方、県には主体的な姿勢に欠ける面があった。

過去の詐欺事件の教訓が生かされず、高度化資金の貸付審査会等の審査は形骸化しており、県主導の形式的な審査会となっていた。

また、事務の審査、チェック体制、庁内の情報の共有・伝達も十分なものではなかった。

2 モード・アバンセに対する県単独融資

(1) 事実関係の概要

操業開始前に資金繰りに行き詰まったモード・アバンセから支援要請を受けた県は、平成8年7月プロジェクトチームを発足させ、存続のための調査を開始した。その結果、資金ショート

県から説明を聴取し、昨年7月19日の第8回委員会からは協業組合関係者や県職員など、延べ59人を証人として招致し、事件の真相究明のために調査・審議を尽くした。

さらに、地方自治法第100条に基づき、証言拒否、出頭拒否及び虚偽の陳述により延べ10名を告発するとともに、委員有志により、詐欺、背任、背任未遂で延べ16人を告発した。

以下、その調査結果である。

第1章 はじめに

1 特別委員会設置までの経過

(1) やみ融資事件の発覚と特別委員会の設置

平成12年2月定例会会期中の3月1日付け高知新聞の「県が県内のある協業組合に対して約12億円を“やみ融資”していることが明らかとなった」という報道を受け、平成12年2月定例会では、県に対し厳しい追及を行い、地方自治法第100条に基づき当委員会を設置することとなった。

(2) 特別委員会の権限、目的

地方自治法第100条は「議会は、地方公共団体の事務に関する調査を行い、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」、「正当な理由がないのに、議会に出頭せず若し

くは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する」、また、「虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する」と規定している。

当委員会は、刑罰をもって保障されているこの権限を活用して、事件の調査を行った。

2 調査に当たったの基本的姿勢

当委員会では、県からの説明を聴取するとともに、県及び協業組合モード・アバンセ(以下「モード・アバンセ」という)に対して決算書等の記録の提出を請求した。

これに対して県は、一部の記録の提出を拒否するとともに提出した記録についても多くの箇所を墨塗りしていた。県は、この理由を、公表すると企業の社会的な信用失墜となり、事業活動等に影響を及ぼすとともに、雇用や取引先の経営にも大きな影響を与えることなどとした。

その上で、県は、秘密会であれば記録は提出できると発言し、知事も県政担当記者との懇談の場で「秘密会という形でやっていただくことがベストの形ではないかと思う」と発言した。

また、モード・アバンセからの記録には、非公開でお願いするとの文書が

添付されていた。

しかし、当委員会では非公開とすれば県民の不信を招きかねないとの意見も強く、証人尋問等の進展を見ながら、判断していくこととなった。

証人尋問等により、事実関係が明確になっていく中で、特に委員会を非公開とする理由もなく、記録の提出拒否や墨塗りも減少してゆき、その後秘密会について議論されることはなかった。

当委員会が公開の原則を貫き、その審議や証人尋問の状況を広く県民に公開し、県民の信頼を得たことが真相究明への大きな力になったと考えられる。

第2章 調査結果の概要

1 モード・アバンセに対する中小企業高度化資金の融資

(1) モード・アバンセに対する高度化資金の融資に係る経過

モード・アバンセ代表理事が実質的な経営者であった県内5つの縫製企業が、中小企業高度化資金の融資を受けるため、協業組合を組織した。

そして、各企業の代表者の名義をそれぞれの工場長に変更し、出資金については代表理事が全て用意したうえで、各代表者が出資したと装うなど、高度化資金の融資条件を満たしているかのような工作を行った。

の主な原因は、代表理事が協業前の各企業の負債約6億5000万円を県等との約束に反して、モード・アバンセに持ち込んだことによるものと判明した。

同年9月商工労働部は、モード・アバンセの再建は可能と判断し、県単独融資制度の創設を副知事に説明した。副知事はこの制度の創設を認めるとともに、議会へ報告することは引き留めた。

同年12月までに10億350万円を融資し、翌9年12月には2億円の追加融資が行われた。

この貸付金は、年度内の3月31日に一旦返済され、翌4月1日に新たに融資されるいわゆる「転がし」という手法を用いたもので、問題が表面化することを避けられる仕組みになっていた。

(2) 県単独融資に係る問題点等

この県単独融資制度は、県民や議会へも全く明らかにされなかった。これは高度化資金のずさんな融資の実態が明らかとなることを避けるため、公表されなかったと考えざるを得ない。

平成9年に追加融資を行った際に、連帯保証人を3名に削減したことや、担保のうち、抵当権設定第1順位のもの35万1000円しかないなど、不適切な事務処理が行われていた。

この県単独融資制度は、知事に報告すべき異例のことであって、副知事がそれをしなかったことは法令、規則等に違反したものである。

また、この県単独融資に係った県職員が、協業前の各企業の負債は持ち込まないという約束を知らなかった等、重要な情報の共有、伝達が全くできていなかった。

3 他の特定の企業に対する別件やみ融資問題

(1) 事実関係の概要

県は、モード・アバンセのみを対象とした融資制度を拡張して、他の特定の企業(以下「特定企業」という)も融資の対象とする県単独融資制度を創設して、9億5000万円を予算化していたことが、当委員会の調査の過程で明らかとなった。

平成8年、資金繰りに窮した特定企業から支援の要請を受けた企画部長は、商工労働部長に相談し、商工労働部は特定企業の経営状況の調査を行った。

調査の結果、9億5000万円の資金を必要とすることが明らかとなり、県が融資制度を創設して融資するまで、金融機関につなぎ融資を要請することとし、副知事の了解を得た。

副知事は、直接、金融機関の頭取につなぎ融資を要請し、平成8年10月には、企画部長と商工労働部長の連名で金融機関へ「9年度で予算措置を行うので、それまでのつなぎ融資をお願いします」旨の念書を提出した。

金融機関は平成9年1月までに9億5000万円の融資を実行したが、県からの融資は、予算化されたものの、知事や財政当局の反対で実行されなかった。

特定企業は、平成13年1月民事再生法の適用を申請し、貸付金の回収が困難となった金融機関は、県に支払を求めている。

(2) 問題点等

副知事以下の県幹部がなぜここまで特定の企業に肩入れしたのか、「観光の中心的施設を再建する」と言う理由で説明しきれるものではない。

県が特定の企業の便宜を図るという構図はモード・アバンセと同じである。

別件やみ融資問題では、念書の存在が次々と明らかとなったが、これは、県幹部によって行政や公金の私物化が行われていたことを示している。

特定企業への融資は平成11年度まで予算化されたが、これは、極めて問題のある案件を知事の意向に反して、副知事以下の幹部職員が勝手に処理しようとしたことであり、組織として極めて重大な問題である。



証人尋問を行う委員会

第3章 委員会調査の実施状況(省略)

第4章 まとめ

1 なぜこのようなことが起きたのか

これらの事件には、県が特定の団体・企業や個人に対し、主体性のない判断をしたり、特別の便益を図ろうと対応するなど、行政の古い体質が深く関係していたものと考えられる。

高度化資金の融資では、就労の場の確保を大義名分に、高度化資金の貸

5月臨時会 本会議の質問から

(6月1日)



質問者(質問順)

六月一日

谷相 勝二
中沢 潤二
田頭文吾郎
江淵 征香

やみ融資事件について 知事の責任を問う



谷相 勝二
(自由民主党)

問 一〇億円の県単やみ融資に関する責任容疑で山本元副知事ら県側の五人が逮捕され、五月三十一日にも新たな現職の逮捕者を出すなど、知事はこの事態をどのように受け止めるつもりか。

答 知事 元幹部職員らの逮捕と起訴は一定覚悟していたが大変大きな衝撃であった。また、自らの責任の重大さを痛感し、県議会や県民に申し訳なく思っている。これを機に過去からの県行政の問題点を洗い出さず、県庁の出直しにつなげていくことも、けじめの一つではないかと思う。

問 巨額背任事件や今回の事件は、知事が県の組織管理と部下の管理監督を怠ったものであり、その責任は極めて重大である。組織のトップとしてどのように認識し、対処するのか、その責任のとり方について聞く。

答 知事 逮捕また起訴された

問 報告書では、回収不能金を県民の税金で賄うことは納得できないとの声があると触れている。また、損害額や責任の所在を明らかにし、県民世論を踏まえた適切な対処をするよう要望をするところがあるが、この回収不能金をどのように処理するつもりか聞く。

答 知事 現時点では、担当権の行使や連帯保証人からの回収に最大限の努力を図っている。

問 問題の「根本悪」を断つ



中沢 潤二
(清流会・公明)

問 やみ融資は、なぜ同和対策事業に集中しているのか、なぜ特定の業者に無限的な譲歩を繰り返したのか、なぜ特定業者と癒着が始まったのか、やみ融資の手段は過去から続いていたのかなど、同和行政の問題を県民は明らかにしてほしいと願っており、これに応えることが知事の責務だと思いが考えを聞く。

答 知事 こうした問題がどこから始まったのかを洗い出し、県民に示すことが現時点での責務だと考え、今月一か月公務をできるだけはすし、このことに当たることにしている。

問 県が「直貸し」に踏み切り、十分な担保を取らず、議会に一切報告しなかったこと等考えると、政策判断とする県側の主張は揺らぎ背任罪が成立する。このような職員の問題こそが大問題であり、この点をどう受けとめているのか。

答 知事 今回の事件に関して、県と司法当局の受けとめ方には違いがあると思うが、少なくとも県としては、かかわった職員にそこまでの意識があったとは受けとめていないので、その動機を問われても答えようがない。

問 県が融資を行う際、モードアバンセが申請した評価金額をそのまま担保評価額として設定し、さらに融資を継続したときも独自評価をせず、二億円を追加融資する際に初めて担保評価したのは事実か。事実であればどう考えているか。

答 知事 この件に関しては、おおむね指摘のとおりであり、今後はこのような不適切な処置のないように努めていく。

問 部落解放同盟の圧力に屈服迎合した県の姿勢に根本問題がある



田頭文吾郎
(日本共産党)

問 部落解放同盟の有形、無形の圧力と介入に、県行政全体が屈服、迎合する中で、団体が幹部にこびへつらい、その意向に沿うことが職責を果たし、かつ出世の道だと考える職員が生まれるようになってきたところに清算すべき県の体質

があると思うがどうか。

答 知事 組織としては、団体との間にもめ事を起こさず、無難に済ませようという意識から、団体幹部の要望にこたえていこうとする傾向が強かったと思う。こうした環境の中で、職員も疑問やプレッシャーを感じながらも、前例と同じように対応してきた面が見受けられるので、外部から見たときに指摘のような体質だと受け取られてもやむを得ない面があったと思う。

問 まさにやみ融資問題は、部落解放同盟に対する県行政の屈服と癒着の構造そのものが生み出した事件であるが、認識と見解を聞く。

答 知事 今回の事件では構想の段階から団体幹部の働きかけがあつており、高度化事業から県単独融資に至る判断の中で同和対策の持つ重みが背景として存在したと思う。

問 過去の同和行政への全面的かつ深い総括なしには、真の改革はあり得ない。今こそ全面的総括に取り組みべきと思うがどうか、聞く。

答 知事 過去の同和行政への反省から来年度からの一般対策への移行を待たずに一定の総括を行い、団体補助金を廃止した。また、組織面でも同和対策本部を廃止し、同和対策課の人権課への統合により本来の意味での人権対策への切替えを目指していく。

問 執行部の責任で真相究明をはかるべき



江淵 征香
(県民クラブ)

問 今回の事件の詐欺や背任について知事自身どう認識を持っているのか。また、この一連の事件をどのように受けとめているのか。

答 知事 司法当局の判断とは別に、今わかつてきていることから反省点を見つけた二度とこのようなことが起きないような対策をとっていくことが責務であり、同和対策や融資制度の見直しを行っている。合わせて過去からの県政の問題点を洗い直すことにより、県庁の思い切った改革につなげていきたいと考えている。

問 県として事件発覚後速やかに主体性を持って対応すべきであったと思うが、自ら調査究明のためにこれまでどれだけの対応をしてきたのか具体的に聞く。

答 知事 昨年事件発覚後、県独自の調査対策委員会の設置を考えていたが、その直後に県議会の調査特別委員会が設置され、司法当局の捜査も始まったのでそれらを妨げないよう配慮してきた。しかし、元幹部職員が告発される事態に至り、関係者から話を聞き、そのことは県民への説明の中でも反映させている。

問 これからの新しい高知県政を作っていくため県職員との対話を始めるというが、その手法等を聞く。

答 知事 現在全職員にメールを送り話し合ってもらえる職員グループに参加を呼びかけている。本音の対話ができるよう職場を訪問したり、職員に司会を任すなど工夫をしたことと聞いている。また、その範囲は出先事務所も含めて考えている。

5月臨時会 審議の結果

可決された議案(8議案)
 知事提出議案(4議案)
 「平成12年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」
 「平成12年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」
 「平成13年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」
 「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」
 議員提出議案(4議案)
 「地方交付税の税源保障機能の確保等を求める意見書」
 「京都議定書の早期発効の実現に関する意見書」
 「林野三法案の早期成立を求める意見書」
 「道路特定財源制度に関する意見書」

可決されたその他の案件(1件)
 特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会における不出頭に対する告発の件

請願・陳情

あなたの声を県政に!

請願(陳情)書

年月日

高知県議会議長様

請願(陳情)者 住所 氏名 印

紹介議員 氏名 印

について

請願(陳情)の趣旨及び理由

請願(陳情)の項目

請願・陳情は、県民のみなさんの要望や意見を県政に反映させるための大切な制度です。議員の紹介によって提出されたものを請願、紹介がないものを陳情と区別しています。請願(陳情)を行う場合は、右の様式に基づいて請願(陳情)書を作成し、県議会議長あてに1部提出してください。受理した請願書は、所管の委員会及び本会議で審議され、採択されれば知事等に請願を送付し、措置状況の結果を求めます。また、陳情は、受理した場合、趣旨をまとめたものを本会議場で全議員に配布します。なお、請願の場合は、審査の結果を提出者へお伝えしています。

インフォメーション

新議員の紹介

土佐清水市選挙区に欠員が生じたため、5月20日に公職選挙法第113条の規定に基づいて行われた補欠選挙の結果、森 祥一さんが新しく県議会議員となりました。

会派名
VOX POP
(人民の声)

所属委員会
産業経済委員会

もり よしかず
森 祥一

新会派の紹介

VOX POP: ボックス ポップとは VOX POPUL(ラテン語)の略
英語では Voice of the People 意味は街の声・人民の声・世論代表 森 祥一

高知県議会ホームページ掲載情報

5月臨時会で議決された「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会報告書」の全文を高知県議会ホームページに掲載しています。ご利用ください。ホームページアドレスは <http://www.pref.kochi.jp/gikai/> です。

訂正とおわび、高知県議会だより第9号
 ①一頁写真の説明「高知城公園」は「高知公園」の誤りでした。
 ②七頁雨森議員の質問二十四行目「価格安定対策事業の対象でない9団」は、「対象である9団」の誤りでした。